

令和2年6月17日

各 位

国土交通省土地・建設産業局

商業地等に係る固定資産税の負担状況等に関する調査（依頼）

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

日頃より国土交通行政につきまして、格別の御支援・御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

土地等に係る固定資産税は、令和3年度に3年に一度の評価替えを迎え、直近の地価公示価格等に基づく新たな評価額によって課税が行われます。また、これに併せて、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置について令和2年度で期限切れを迎えるところですが、今後の本措置のあり方について、現下の新型コロナウイルス感染症の流行の影響も踏まえた固定資産税の負担の実態に基づいて検討する必要があります。

つきましては、固定資産税の負担状況等の実態について把握するため、下記のとおり調査を実施させていただきたく、お忙しい中大変恐縮ではございますが、本調査へのご協力をお願いいたします。

ご提出頂きましたデータにつきましては、本制度の政策的意義等を検証するためのデータとして集計した上で公表させていただく可能性はありますが、個別データを公表するものではありません。

また、アンケートの回答内容につきまして、後日、国土交通省の担当者等から問合せさせていただく場合もございますので、ご了承ください。

なお、本アンケートにつきましては、経済産業省・中小企業庁と協同で実施している旨併せて申し添えます。

記

1、調査の目的

商業地等における固定資産税の負担状況等に関する詳細調査を行うことを目的とします。

2、調査の対象

日本経済団体連合会、日本商工会議所、不動産協会、不動産流通経営協会、全国住宅産業協会、日本ビルディング協会連合会、不動産証券化協会、全国宅地建物取引連合会、全日本不動産協会、全国商店街振興組合連合会、全国中小企業団体中央会、日本ホテル協会、日本ショッピングセンター協会の会員企業（順不同）

（※ 各団体より同一の調査票が送られてきた場合は、重ねてのご回答は不要です。）

3、調査方法及び様式

別紙のエクセル様式の質問票をご覧いただき、回答をご記入の上、E-mail（またはFAX）にて下記の担当までご提出願います。（上記の方法によることが難しい場合、下記問合せ先まで個別にご連絡下さい。）

4、提出期限 令和2年7月17日（金）

5、提出先・問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局不動産市場整備課 石井・山本
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館
Tel：03-5253-8111（内線30656）
Fax：03-5253-1579
E-mail：hqt-zei-chosa@gxb.mlit.go.jp